

令和 3 年11月14日執行
広島県知事選挙
広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙

1	あらし	1
2	事務執行日程	2
3	選挙人名簿等登録者数	7
	(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録	7
	(2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録	7
4	選挙長及び開票管理者	8
	(1) 選挙長及び同職務代理者	8
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	8
5	選挙事務関係者	9
	(1) 投票事務関係者	9
	(2) 開票事務関係者	10
6	選挙啓発事業	11

(別冊 1) 広島県知事選挙

(別冊 2) 広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙

開票風景



花電車



ポスター掲示場
(県知事選挙)



(県議補欠選挙)



1 あらまし

今回の広島県知事選挙は、広島県知事の任期が令和3年11月28日に満了することに伴い行われたものであり、広島県選挙管理委員会は同年7月20日の委員会において広島県知事選挙を同年10月28日（木）に告示し、投票日を同年11月14日（日）にすることを決定した。

また、これにあわせて、広島市安佐南区選挙区の広島県議会議員が1人欠員となっていたため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、広島県知事選挙の執行と同時に広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙を行うこととし、告示日を同年11月5日（金）とした。

広島市以外の広島県内においては、広島県知事と同時に呉市長選挙が執行された。

広島県知事選挙には3人が立候補し、投票率は、前回（平成29年11月12日執行）の31.09%と比べて、3.58ポイント高い34.67%となった。

広島市においても、前回の27.09%を4.47ポイント上回る31.56%の投票率であった。

開票の結果、ゆざき英彦候補（無所属）707,371票、中村たかえ候補（日本共産党）65,212票、たるたに昌年候補（無所属）17,600票となり、現職のゆざき英彦候補が当選した。

広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙においては、3人が立候補し、投票率は28.46%であった。

開票の結果、はいおか香奈候補（自由民主党）30,961票、伊藤まもる候補（無所属）13,719票、やまね岩男候補（金権政治をただす市民の会）7,727票となり、はいおか香奈候補が当選した。

2 事務執行日程

令和3年11月14日執行 広島県知事選挙・県議補欠選挙【事務日程】

月	日	曜日 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長（安佐南区）の行う事務		備 考
			事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
			- 選挙執行計画の決定 - 臨時啓発事業計画の策定及び実施 - 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 - 諸印刷物の発注依頼 - 投・開票事務取扱要領等の検討 - 選挙公報配布実施計画の決定 - 区選管等との打合せ - 選挙事務従事者（市職員）の協力要請		- 選挙執行計画及び事務分担の決定 - 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の内定 - 開票管理者及び同職務代理者の内定 - 期日前投票（不在者投票）事務従事者の選定 - 投票・開票事務従事者の検討 - 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 - 選挙のお知らせ関係事務 - 個人演説会等関係事務 - 公営ｽﾀｰ掲示場設置場所の調査及び資料の作成 - 選挙人名簿選挙時登録の準備 - 投票箱等投票・開票器材の配送計画 - 選挙公報配布の補完措置 - 投票立会人（投票所及び期日前投票所）の内定 - 区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼 - 区役所懸垂幕のぼり掲示場所の確認				投票用紙 《県知事》 白色用紙・黒色インク 【県議補欠】 うすい黄色の用紙・黒色インク
8月27日	金	-79	-62						△ 市区町村事務打合せ会 9:30 web会議
8月30日	月	-76	-59	・ 後援団体に關する寄附等の禁止期間の開始（任期満了の日前90日から選挙期日まで）	法199の5				※ 任期満了日 11月28日
9月1日	水	-74	-57	● 委員会開催（臨時会） 15:30 選挙管理委員会 ・ 管理職職員従事計画（案）を各任命権者へ提出		● 委員会開催			・ 定時登録
9月2日	木	-73	-56						
9月3日	金	-72	-55	・ 各任命権者へ投・開票事務従事者の選任を依頼 ・ 各任命権者へ期日前投票事務従事者の選任を依頼（出張所等）					
9月4日	土	-71	-54						
9月5日	日	-70	-53						
9月6日	月	-69	-52						
9月7日	火	-68	-51						
9月8日	水	-67	-50						
9月9日	木	-66	-49						
9月10日	金	-65	-48	・ 管理職職員決定通知書の送付					
9月11日	土	-64	-47						
9月12日	日	-63	-46						
9月13日	月	-62	-45						
9月14日	火	-61	-44						
9月15日	水	-60	-43						・ 投票用紙印刷（県選管）
9月16日	木	-59	-42						
9月17日	金	-58	-41			・ 投票用紙受領			・ 投票用紙発送（県選管）
9月18日	土	-57	-40						
9月19日	日	-56	-39						
9月20日	月	-55	-38						
9月21日	火	-54	-37						
9月22日	水	-53	-36	● 委員会開催（定例会） 15:30 選挙管理委員会 ・ 公営ｽﾀｰ掲示場設置業務（開札日）					
9月23日	木	-52	-35						
9月24日	金	-51	-34						・ 選挙長事務等打合せ会 県庁税務庁舎3階 302会議室
9月25日	土	-50	-33						
9月26日	日	-49	-32						
9月27日	月	-48	-31						
9月28日	火	-47	-30	・ 補正予算の議決【県議補欠】 ・ 公営ｽﾀｰ掲示場設置業務（落札決定）					
9月29日	水	-46	-29						
9月30日	木	-45	-28						
10月1日	金	-44	-27	・ 各任命権者へ投・開票事務従事者の承認依頼（当日分・期日前分）		・ 投・開票事務従事者辞令書（写し）：市選管へ送付			
10月2日	土	-43	-26						
10月3日	日	-42	-25						
10月4日	月	-41	-24	・ 公営ｽﾀｰ掲示場設置業務（契約締結）					
10月5日	火	-40	-23						
10月6日	水	-39	-22			■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限	令17、市事12の2		
10月7日	木	-38	-21			・ 選挙人名簿登録の移替延期開始（選挙期日まで）	令17		・ 《県知事》立候補予定者説明会 YMCA多目的ホール 13:30
10月8日	金	-37	-20	・ 電算データ現在日					・ 【県議補欠】立候補予定者説明会 YMCA多目的ホール 14:00
10月9日	土	-36	-19						
10月10日	日	-35	-18						

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長（安佐南区）の行う事務		備 考	
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令		
10月11日	月	-34	-17	・名簿登録処理		・名簿登録処理（確認）					
10月12日	火	-33	-16			・大量帳票作成用データ調製期限				△ 投・開票速報送信テスト	
10月13日	水	-32	-15			・大量帳票作成用データの業者引渡し					
10月14日	木	-31	-14								
10月15日	金	-30	-13								
10月16日	土	-29	-12								
10月17日	日	-28	-11								
10月18日	月	-27	-10								
10月19日	火	-26	-9								
10月20日	水	-25	-8								
10月21日	木	-24	-7								
10月22日	金	-23	-6								
10月23日	土	-22	-5								
10月24日	日	-21	-4			・公営ｽﾀｰ掲示場設置完了					
10月25日	月	-20	-3			・公営ｽﾀｰ掲示場設置検収（10月26日まで） ・選挙人名簿抄本等を受領・点検 ・選挙のお知らせを受領・点検					
10月26日	火	-19	-2			・選挙のお知らせ郵便局へ搬入	令31、市事25				
10月27日	水	-18	-1	・選挙人名簿登録者数：報告受理 ・選挙人名簿登録者数の報告（県選管へ） ●委員会開催 15:30 選挙管理委員会 ■選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	市事18 市12.83	・選挙人名簿登録基準日・登録日 ・選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告 ●委員会開催 ・不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■公営ｽﾀｰ掲示場の設置場所の告示	法22 令22、市事12.83、市事18 令53.59の4、市事47の2 法144の2				
10月28日	木	-17	0	広島県知事選挙：選挙期日の告示日							・《県知事》立候補届出
				・屋外広告幕の掲出 ・花電車の運行 ・期日前投票周知用立看板設置（区役所・出張所） ・市広報ﾌﾗｸﾞ、ﾌﾚｯｼｭﾌﾗｸﾞでの広報開始 ・選挙事務所設置（異動）報告受理	市事87	■投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の選任告示 ■投票所及び期日前投票所の告示 ■投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■投票記載所に提示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■開票の場所及び日時の告示 ■開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■不在者投票の投票記載場所の告示 ・開票立会人届出受理開始 ・選挙事務所設置（異動）届出受理開始・同報告（市選管へ） ・公営ｽﾀｰ掲示場掲示開始 ・公営ｽﾀｰ掲示の便宜供与 ・公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始 ・選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 ・選挙人名簿抄本の閲覧中断（選挙期日後5日に当たる日まで） ・投票管理者（投票所及び期日前投票所）・開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 ・投票記載所に提示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 17:20 ・掲載順序の結果：市選管へ報告 ・期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 ・投票用紙及び抄本等を投票管理者（期日前投票所）へ引継ぎ ・選挙周知用懸垂幕のぼり：区役所掲出	法37、令25.49の7、市事20.45の4 法41.48の2、市事24.45の4 法40、市事23 法175、連56、市事156 法61、令68、市事51 法64 法62、市事52 市33、市事46 法62、令69、市事53 法130、令108、連2、市事87 法144の2、連10の4 法144の2⑤、令111の2 法163、令112、連35 法24 法28の2、28の3 令92 法38.48の2、令27.49の7、市事21.45の4 法40、市事18、市事23 法175③、連56 令32.49の7、市事23、市事26.45の4 令28.49の7				
10月29日	金	-16	1			・《県知事》 期日前投票及び不在者投票開始 区役所・出張所 8:30～20:00 ・期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を提示	法48の2、49、令49の7～ 法175②、令125の4				
10月30日	土	-15	2			・《県知事》 公営施設使用の個人演説会開始	法161、163、令112			・選挙公報印刷（県選管）	
10月31日	日	-14	3								

月 日	曜 日	期 日 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長（安佐南区）の行う事務		備 考	
			事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令		
11月1日	月	-13	4	・選挙公報の受領（県知事） ・市広報紙に記事掲載		・選挙公報の受領（県知事） ・市広報紙（区版）に記事掲載 △投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 15：00 南区、西区			・選挙公報発送 （県選管）	
11月2日	火	-12	5			△投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 9：00、15：30 中区 15：00 安佐南区、佐伯区				
11月3日	水	-11	6			△投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 15：00 安佐北区、安芸区				
11月4日	木	-10	7	【県議補欠】 ・選挙人名簿登録者数：報告受理 ・選挙人名簿登録者数の報告（県選管 へ） ●委員会開催 15:00 選挙管理委員会 ■選挙権を有する者の総数の50分の1、 3分の1及び6分の1の数の告示	市事18 地自法 74.75.76 .80.81.8 6.地教法 8.合併特 例法4の2	【県議補欠】 ・選挙人名簿登録基準日・登録日（安佐 南区のみ） ・選挙人名簿登録者数を県選管・市選 管へ報告 ●委員会開催 ・選挙のお知らせ発送（新規登録者 分） ■公営*ｽﾀｰ掲示場の設置場所の告示	法22 令22.23 の16.市 12.83.市 事18.18 の9 令31.市 事25 法144の2			
				・選挙公報：新聞折込みにより配布 （中国・朝日・毎日・読売・日本経 済・産経）（県知事）		△投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 15：00 東区 △投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 15：00 西区（1日目）				
11月5日	金	-9	8	広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙：選挙期日の告示日						
				・立候補届出状況の速報受理 ・選挙事務所設置（異動）の届出の報 告受理 ・掲載順序の報告受理	法130.令 108.市事 87	【県議補欠】 ・広島県知事選挙及び広島県議会議員 広島市安佐南区選挙区補欠選挙に係 る選任等の告示（安佐南区） ■投票管理者及び同職務代理人（投票 所及び期日前投票所）の選任告示 法37.令 25.49の 7.市事 20.45の2 ■投票所及び期日前投票所の告示 法41.48 の2.市事 24.45の2 ■投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下 げの告示 法40.市 事23 ■開票管理者及び同職務代理人の選任 告示 法61.令 68.市事 51 ■開票の場所及び日時の告示 法64 ■投票記載所に掲示する候補者の氏名 等の掲載順序を定めるくじを行う場 所及び日時の告示 法175.選 56.市事 156 ■開票立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時の告示 法62.市 事52 ・開票立会人届出受理開始 法62.市 事53 ■不在者投票の投票記載場所の告示 選挙事務所設置（異動）の届出受 理・同報告（市選管へ） 法130.令 108.市事 87 ・投票記載所に掲示する候補者の氏名 等の掲載順序を定めるくじ 17:20 法175の3. 選56 ・掲載順序の結果を市選管へ報告 法144の 2.市事 104 ・*ｽﾀｰ掲示の便宜供与 令111の 2.市事 107 ・公営施設使用の個人演説会開催の申 出受理開始 法163.令 112 法23 ・選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧 （1日間） 法24 ・選挙人名簿選挙時登録に係る異議申 出期限 令92 ・投票管理者及び開票管理者へ候補者 の氏名等の通知 令32.49 の7.市事 26 ・投票用紙及び抄本等を投票管理者 （期日前投票所）へ引継ぎ 令28.令 49の7 △投票管理者及び同職務代理人打合せ 会 15：00 西区（2日目） △開票事務打合せ会（進行指揮者・班 長） 15:00 南区、佐伯区	■選挙長事務取扱場所の告示 ・立候補届出（辞退）の受理 8:30～17:00 区役所 ■立候補届出者の氏名等の告示 法86の4. 市事73 ■選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時の告示 法76.市 事68 法76 ・候補者の被選挙権調査 市72.市 事75 ・候補者の氏名等の報告（市選管）、通 知（住所地の区長・区選管） 法86の4. 令92.市 事74 ・立候補届出状況の速報（県・市選管 へ） 法86の4. 令92.市 事74	【県議補欠】 立候補届出		
11月6日	土	-8	9			【県議補欠】 ・期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 安佐南区 ・期日前投票所及び区選管委員長が管 理する不在者投票記載場所内に候補 者の氏名等を掲示 法48の 2.49.令 50～ 法175の2. 令125の 4.選56				
11月7日	日	-7	10	・宣伝車による啓発（宣伝車11台によ る巡回啓発）		【県議補欠】 ・公営施設使用の個人演説会開始 市広報紙（区版）に記事掲載 法161.163. 令112				
11月8日	月	-6	11	・投票所周知看板設置開始 ・選挙公報の受領【県議補欠】		・選挙公報の受領【県議補欠】			・選挙公報印刷・ 発送（県選管）	

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長（安佐南区）の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
11月9日	火	-5	12			・ 投票立会人選任内申期限 △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 15:00 東区、西区、安佐南区、安佐北区	法38、市事21			△ 投・開票速報リハーサル（第1回）
11月10日	水	-4	13	・ 庁外期日前投票所の設置		● 委員会開催（投票立会人選任） ・ 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・ 特定患者等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・ 選挙事務所閉鎖について通知（投票所から300m以内にあるもの） △ 開票審査係研修会 14:00 安芸区 △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 15:00 安芸区	令59の4、65の11① 特3、特令1 法132			
11月11日	木	-3	14	・ 【県選補欠】選挙公報：新聞折込みにより配布（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経） ・（補充立候補の場合） 区選管から掲載順序の報告受理		・ 庁外期日前投票所の設置（11月13日まで） 広島駅南口地下広場 10:00～20:00 ・ 投票立会人の選任：本人及び投票管理者への通知期限 ・ 開票立会人届出期限 ・ 開票立会人を定めるくじ（県知事 17:20） （県選補欠 17:30） ・ 開票立会人が3人に満たない場合の補充選任：本人及び開票管理者への通知 ・ 公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日 ・（補充立候補の場合）投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ（県知事 17:50） （県選補欠 18:00） （掲載順序の結果を市選管へ報告）	法38、令27、市事21 法62、令69、市事63 法62 法62、令70の2、市事54、55 法163 法175③、運56	・ 選挙立会人届出期限 ・ 選挙立会人を定めるくじ ・ 選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人及び開票管理者への通知	法76、令82 法76 法76	・ 補充立候補届出期限
11月12日	金	-2	15			・ 選挙公報：配布期限 ・ 投票所器材送致	法170、県議公案5			△ 投・開票速報リハーサル（第2回）
11月13日	土	-1	16			選挙運動最終日				
				・ 宣伝車による啓発（宣伝車11台による巡回啓発）8:30～17:00 ・ 当日有権者予定者数：速報受理		・ 期日前投票・不在者投票最終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※ 各区繁華街で啓発物資を配布 ・ 投票所設置 ・ 開票所設置 ・ 当日有権者予定者数：市選管へ速報 ・ 投票記載所に掲示する候補者氏名表等：投票管理者へ引継ぎ ・ 期日前投票を投票管理者（期日前投票所）から受領 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者（投票所）へ引継ぎ	法48の2①、49、令50 令32、事23、市事26 法175 法55、48の2⑤、令49の11 令28			
11月14日	日	0	17			選 挙 期 日				
						● 委員会開催				
						（投票）				
				・ 投票状況：速報受理（1時間毎及び結果） ・ 宣伝車による投票の呼びかけ 広報車 11台		・ 投票状況：県及び市選管へ速報（1時間毎及び結果） ・ 投票時間 7:00～20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00～18:00 金 輪 7:00～18:00 佐伯区 第二ター 7:00～18:00 上多田 7:00～18:00 ・ 投票区数 広島市計276区 中 区 23区 東 区 21区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区40区 安佐北区60区 安芸区 18区 佐伯区 44区 ・ 投票記載所へ候補者の氏名等を掲示 ・ 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 ・ 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 ・ 期日前投票を開票管理者へ送致	事52、市事43 法40 令32、事23、市事26 法175 法55、48の2⑤、令49の11 令28 法175、運56 法134 令60、61 法55、48の2⑤			
						（開票）				
				● 委員会開催 21:00 選挙管理委員会 ・ 開票状況：速報受理（22:00から30分毎及び結果）		・ 開票立会人を定めるくじ（県知事 20:30） （県選補欠 20:40） ・ 投票箱等（投票所及び期日前投票所）送致物受付 ・ 開票開始時刻 21:20 ・ 開票状況（22:00から30分毎及び結果）速報：県選管・市選管へ ・ 開票所 中 区 広島市役所本庁舎2階講堂 東 区 広島市立二葉中学校	法55、48の2⑤ 法64 法66、市事62 法63			

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長（安佐南区）の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
						南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立庚午中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立広島中等教育学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校				
11月15日	月	1	18	・ 公営* スター掲示場撤去開始 ・ 投票所周知看板撤去開始		・ 選挙結果：県選管・市選管へ報告（開票録写し・結果報告書） ・ 選挙結果の記録整理 ・ 投票所・開票所器材撤収及び整理	事77	●選挙会開催 10:00 ・ 開票録写し、開票結果の報告書を検収 ・ 選挙録の作成 ・ 当選人決定の報告 ・ 選挙録等の送付 ・ 当選証書の付与 11:00	法78 法66③、80、令74 法83 法101の3、事76、 市事77 法83、令85、事77、 市事77	・ 結果報告書検収
11月16日	火	2	19	・ 礼状発送		・ 礼状発送				・ 《県知事》選挙会
11月17日	水	3	20			・ 公営* スター掲示場撤去に伴う検収				
11月18日	木	4	21							
11月19日	金	5	22							
11月20日	土	6	23							
11月21日	日	7	24							
11月22日	月	8	25							
11月23日	火	9	26							
11月24日	水	10	27							
11月25日	木	11	28							
11月26日	金	12	29							
11月27日	土	13	30							
11月28日	日	14	31							・ 《県知事》任期満了日
11月29日	月	15	32							・ 《県知事・県議》選挙の効力に関する異議申出期限（法202①） 《県議》当選の効力に関する異議申出期限（法206①） ・ 《県知事・県議》選挙運動費用収支報告書提出期限（法189①）
11月30日	火	16	33					・ 供託書還付開始	令93②	・ 《県知事》当選の効力に関する異議申出期限（法206①）
凡 例 法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程 市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 県議公条 = 広島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 特法 = 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 特令 = 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律										

3 選挙人名簿等登録者数

(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

令和3年10月27日

ただし、年齢については、選挙期日（11月14日）により算定

② 登録の日

令和3年10月27日

区 名	令和3年10月27日現在の選挙人名簿登録者数		
	男（人）	女（人）	計（人）
中	53,092	62,073	115,165
東	46,921	51,909	98,830
南	57,516	60,676	118,192
西	74,822	80,960	155,782
安佐南	95,088	101,358	196,446
安佐北	57,064	62,855	119,919
安 芸	32,069	32,412	64,481
佐 伯	55,765	60,103	115,868
広島市 計	472,337	512,346	984,683
広島県 計	1,118,027	1,207,881	2,325,908

(2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録

安佐南区において、広島県知事選挙と同時に行う広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県知事選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

令和3年11月4日

ただし、年齢については、選挙期日（11月14日）により算定

② 登録の日

令和3年11月4日

区 名	令和3年11月4日現在の選挙人名簿登録者数		
	男（人）	女（人）	計（人）
安佐南	95,024	101,320	196,344

4 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

① 広島県知事選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人並びに選挙分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理人
国政 道明	上平 毅

② 広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理人
高岡 優	植竹 良子

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区 名	開票管理者	同職務代理人
中	中村 信介	行廣 真明
東	佐々木 和宏	篠原 富子
南	今井 光	西本 和弘
西	原田 武彦	戸田 祐二

区 名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	高岡 優	植竹 良子
安佐北	大本 和則	國重 俊彦
安 芸	栗井 良祐	長光 信治
佐 伯	久笠 信雄	佐々木 尚行

5 選挙事務関係者

開票事務には市・区職員のみが従事したが、投票事務については全事務従事者の27.43%（広島県知事選挙の場合）を民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

① 広島県知事選挙

区 分		投 票 管理者	同職務 代理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
					市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	—	85	—	149	74	223
	東	21	—	80	—	133	79	212
	南	33	—	97	—	191	94	285
	西	37	—	127	—	219	73	292
	安佐南	40	—	120	—	356	128	484
	安佐北	60	—	175	2	246	150	398
	安 芸	18	—	42	—	119	22	141
	佐 伯	44	—	110	—	263	47	310
市 計		276	—	836	2	1,676	667	2,345
期日前 投票所	中	19	—	29	23	80	15	118
	東	35	—	134	39	158	159	356
	南	16	—	25	22	69	12	103
	西	19	—	70	41	73	51	165
	安佐南	66	—	42	23	201	43	267
	安佐北	67	—	147	29	83	58	170
	安 芸	66	—	46	37	102	60	199
	佐 伯	34	—	79	30	129	—	159
市 計		322	—	572	244	895	398	1,537
合 計	中	42	—	114	23	229	89	341
	東	56	—	214	39	291	238	568
	南	49	—	122	22	260	106	388
	西	56	—	197	41	292	124	457
	安佐南	106	—	162	23	557	171	751
	安佐北	127	—	322	31	329	208	568
	安 芸	84	—	88	37	221	82	340
	佐 伯	78	—	189	30	392	47	469
市 計		598	—	1,408	246	2,571	1,065	3,882

② 広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙

区 分	投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日投票所	40	120	—	356	128	484
期日前投票所	66	42	20	110	43	173
合 計	106	162	20	466	171	657

(2) 開票事務関係者

区 名	開票管理者	開票立会人	開票事務従事者		
			市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	23	87	110
東	1	3	23	72	95
南	1	3	24	84	108
西	1	3	28	87	115
安佐南	1	3	26	203	229
安佐北	1	3	27	86	113
安 芸	1	3	29	53	82
佐 伯	1	3	24	99	123
市 計	8	24	204	771	975

6 選挙啓発事業

広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

広島県知事選挙及び広島県議会議員安佐南区選挙区補欠選挙啓発事業実施結果

次の啓発事業を実施し、明るい選挙と投票を呼びかけた。

(時期について特に明記していないものは告示日から実施)

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館、勤労青少年ホーム、地域福祉センター、各区スポーツセンター等、各区民文化センター、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所 (12か所) 出張所 (12か所) 11月1日(月)～11月14日(日)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	中央公園、ＪＲ西広島駅前 (2か所) 11月1日(月)～11月14日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。 (通常は掲出するＪＲ広島駅南口は駅工事中のため中止)
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 11月12日(金)～11月14日(日)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所本庁舎広報塔、各区役所 (9か所) 11月1日(月)～11月14日(日)	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ののぼりを掲出した。
	⑦ ポスターの掲出	アストラムライン駅、広電宮島線市域各駅等 11月8日(月)～11月14日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	各区選管での街頭啓発	佐伯区及び安佐北区で区選管及び区明推協合同で幟を持って街頭立ちした。
	② 街頭啓発の実施	・実施日 11月7日(日)、11月13日(土) 11月14日(日) ・宣伝車台数 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
		宮島線、白島線を除く市内電車各路線	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
広報活動等	① 市の広報番組での広報	11月1日(月)、11月7日(日)、 11月9日(火)、11月13日(土)	市広報枠のラジオスポット及び「おひる一な」の広島市ほっと情報局(11月1日)で投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	10月29日(金)～11月14日(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③ 市広報用Twitter、facebookでの広報	11月1日(月)～11月14日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	④ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 (11月1日号)	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載した。
	⑤ 大型ディスプレイ (デジタルサイネージ)での広報	市役所本庁舎 11月1日(月)～11月12日(金)	選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツを登録し、周知を図った。
		民間施設のデジタルサイネージ 11月1日(月)～11月14日(日)	デジタルサイネージを保有する民間施設に対して、選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツの掲出を依頼した。
そ の 他	⑥ 区役所広告モニターでの広報	各区役所 11月1日(月)～11月12日(金)	各区役所1階に設置している広告モニターで、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等 11月6日(土)～11月14日(日)	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。



編集・発行：広島市広報課(〒730-8586 中区国泰寺町一丁目 6-34 ☎082-504-2117 FAX 082-504-2067)

11/14(日)は県知事選挙・県議会議員 補欠選挙(安佐南区選挙区)の投票日です

●投票できる人

【県知事選挙】平成15年11月15日までに生まれた人で、今年10月27日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月27日までに住民基本台帳に記録された人)

【県議補欠選挙(安佐南区選挙区)】

平成15年11月15日までに生まれた人で、今年11月4日現在、安佐南区内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(8月4日までに住民基本台帳に記録された人)

●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時です。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時です。

●「選挙のお知らせ」は世帯ごとにまとめて封書で届きます

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を世帯ごとの封書で郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前

投票をする場合にのみ、記入してお持ちください

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所ではできません。

【日時】10月29日(金)(県議補欠選挙は11月6日(土))～11月13日(土)の午前8時半～午後8時(土・日・祝も投票できます)※広島駅南口地下広場でも、11月11日(木)～13日(土)の午前10時～午後8時に、期日前投票ができます

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気やけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会でも投票ができます。

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養している人で、一定の要件に該当する人は在宅などで投票ができます。

※あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください

●選挙公報を配布します

選挙公報を、朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

国選選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、区選挙管理委員会(ファクスは4㉵左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

感染症対策

■各自で持参された筆記用具で投票ができます(投票所でも筆記用具を用意しています) ■過去の選挙における期日前・当日の投票状況をホームページに掲載しますので、混雑回避の参考としてください

11月14日(日)は 広島県知事選挙の投票日です!!

広島市安佐南区選挙区は広島県議会議員補欠選挙も同時に行われます。

■広島県知事選挙の投票■

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成15年11月15日までに生まれた人
(投票日に満18歳以上)
- ② 令和3年10月27日現在、広島市に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(令和3年7月27日までに住民基本台帳に記録された人)
なお、①、②以外にも、下記の県議会議員補欠選挙ができる人は県知事選挙も投票できます。

区 分		投票する所
広島市内で 転居	令和3年10月6日までに届出をした人	現在の住所地
	令和3年10月7日以降に届出をした人	旧住所地 (転居前の住所地)
市外から 広島市へ 転入(注1)	令和3年7月27日までに届出をした人	広島市
	令和3年7月28日以降に届出をした人	旧住所地 (県内の他市町) (注2)
広島市から 県内の 他市町へ 転出	転出先の市町の選挙人名簿に 登録されている人	登録されている住 所地(県内の他市町)
	転出先の市町の選挙人名簿に登録されておらず、 広島市の選挙人名簿に登録されている人	広島市(注2)

■広島県議会議員補欠選挙(広島市安佐南区選挙区)の投票■

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成15年11月15日までに生まれた人
(投票日に満18歳以上)
- ② 令和3年11月4日現在、安佐南区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(令和3年8月4日までに住民基本台帳に記録された人)

区 分		投票する所
広島市内で 転居	令和3年10月6日までに届出をした人	現在の住所地 (安佐南区)
	令和3年10月7日以降に届出をした人	旧住所地 (安佐南区)
市外から 安佐南区へ 転入(注1)	令和3年8月4日までに届出をした人	現在の住所地 (安佐南区)
	令和3年8月5日以降に届出をした人	県議補欠選挙は 投票できません
安佐南区 から県内の 他市町へ 転出	転出先の市町の選挙人名簿に 登録されている人	県議補欠選挙は 投票できません
	転出先の市町の選挙人名簿に登録されておらず、 広島市の選挙人名簿に登録されている人	安佐南区 (注2)

■県外へ転出された方は投票できません。

(注1)転出先又は転入前の県内の他市町で県知事選挙のみ行われる場合に限りです

(注2)投票に当たっては、次の①②を満たす必要があります。

- ① 広島県内の市町の間でのみ住所をかえた人であること。
- ② 引き続き広島県内に住所を有することについて、証明書を提示又は確認を受けること

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。

投票のしかた

投票用紙(県知事選挙:白色、県議補欠選挙:うすい黄色)に、候補者の氏名を記入してください。

選挙公報

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、県知事選挙は11月4日(木)、県議補欠選挙は11月12日(金)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届け次第備え付けます。

投票時間

午前7時～午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時までです。

期日前投票

用事や仕事などで、11月14日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

【期日前投票ができる期間及び時間】

10月29日(金)～11月13日(土)

午前8時半から午後8時まで(土・日曜日・祝日も含む)

※ 県議補欠選挙の期日前投票は、11月6日(土)からです。

【投票場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。)※ 連絡所ではできません。

※ 広島駅南口地下広場でも、11月11日(木)～13日(土)の午前10時～午後8時に、期日前投票ができます。

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄に記入し、ご持参ください(届いているとき)。なくした場合も投票できます。)

他の市区町村での不在者投票

出張などで11月14日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)電子申請で請求することもできます。(公的個人認証による証明書の署名が必要です。)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月10日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代筆による投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。

また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市 ⇒	TEL 504-2513	南区 ⇒	TEL 250-8934	安佐北区 ⇒	TEL 819-3959
	中区 ⇒	TEL 504-2544	西区 ⇒	TEL 532-0925	安芸区 ⇒	TEL 821-4903
	東区 ⇒	TEL 568-7703	安佐南区 ⇒	TEL 831-4927	佐伯区 ⇒	TEL 943-9753

**11月14日（日）は、広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙
（広島市安佐南区選挙区）の投票日です。**

ページ番号：0000249115 更新日：2021年11月2日更新  [印刷ページ表示](#)



11月14日（日）

広島県知事選挙

広島県議会議員補欠選挙

（広島市安佐南区選挙区）

投票時間 午前7時から午後8時まで（一部地域を除く。）

★南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

[投票区・投票所一覧](#)

1 投票日当日に広島市で投票できる人

■広島県知事選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成15年11月15日までに生まれた人（投票日に満18歳以上）
- (3) 令和3年10月27日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人（令和3年7月27日までに住民基本台帳に登録された人）
10月27日現在、広島市に住所がなくても、3ヶ月以上広島市の住民基本台帳に登録されていた人で、転出してから4ヶ月を経過していない人は、広島市で投票できる場合があるので、お問い合わせください。

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

●広島市内で転居した人（既に選挙人名簿に登録されている人）

10月6日以前に転居した人は、現在の住所地（転居後の住所地）

10月7日以降に転居した人は、旧住所地（転居前の住所地）

●市外から広島市へ転入した人 ※1

7月27日以前に広島市へ転入した人は、広島市

7月28日以降に広島市へ転入した人は、旧住所地（県内の他市町） ※2

●広島市から県内の他市町へ転出した人

転出先の市町の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地（県内の他市町）

広島市を転出後、転出先の市町の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、広島市 ※2

広島県外へ転出した人は投票できません。

※1 転出先または転入前の県内の他市町で県知事選挙のみ行われる場合に限りです

※2 投票に当たっては、次の(1)(2)を満たす必要があります。

(1) 広島県内の市町の間でのみ住所をかえた人であること。

(2) 引き続き広島県内に住所を有することについて、証明書を提示するか、または申請して確認を受けること。

■広島県議会議員補欠選挙（広島市安佐南区選挙区）

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

(1) 日本国籍を持っている人

(2) 平成15年11月15日までに生まれた人（投票日に満18歳以上）

(3) 令和3年11月4日現在、広島市安佐南区に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人（令和3年8月4日までに住民基本台帳に登録された人）

11月4日現在、広島市に住所がなくても、3ヶ月以上広島市の住民基本台帳に登録されていた人で、転出してから4ヶ月を経過していない人は、広島市で投票できる場合があるので、お問い合わせください。

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

●広島市内で転居した人（既に選挙人名簿に登録されている人）

10月6日以前に転居した人は、現在の住所地（安佐南区）

10月7日以降に転居した人は、旧住所地（安佐南区）

●市外から安佐南区へ転入した人

8月4日以前に広島市へ転入した人は、現在の住所地（安佐南区）

8月5日以降に広島市へ転入した人は、県議補欠選挙は投票できません

●安佐南区から県内の他市町へ転出した人

転出先の市町の選挙人名簿に登録されている人は、県議補欠選挙は投票できません

広島市を転出後、転出先の市町の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、安佐南区

広島県外へ転出した人は投票できません。

※ 投票に当たっては、次の(1)(2)を満たす必要があります。

(1) 広島県内の市町の間でのみ住所をかえた人であること。

(2) 引き続き広島県内に住所を有することについて、証明書を提示するか、または申請して確認を受けること。

◆投票用紙に、候補者の氏名を記入してください。

選挙の種類	投票用紙の色
広島県知事選挙	白色
広島県議会議員補欠選挙 (広島市安佐南区選挙区)	うすい黄色

投票できる人に郵送する「選挙のお知らせ」は、世帯ごとの封書で順次お送りします。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っておりますので、投票するときにご持参ください。（下のイメージ図をご覧ください。）

「選挙のお知らせ」が届く前や、届いた後になくされたり、投票する際に持参されていないなくても投票できます。また、複数の選挙が行われる際に、一部の選挙の「期日前投票直誓書」として「選挙のお知らせ」の裏面を使用されたことにより、「選挙のお知らせ」をお持ちでない場合でも、まだ投票を済ませていない選挙の投票を行うことができますので、投票所や期日前投票所でその旨を伝えてください。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

[illegible]

「選挙のお知らせ」送付用封筒の差出人欄の表記について

4 期日前投票

用事や仕事などで選挙期日当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

■広島県知事選挙

◆日時

10月29日（金）から11月13日（土）の午前8時30分から午後8時まで（土・日曜日・祝日も投票できます。）

◆場所

住所地（選挙人名簿登録地）の区の区役所または出張所（似島出張所を除く。）※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」（なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。）※印鑑は必要ありません。

順次お送りしますので、届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください。（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）

■広島県議会議員補欠選挙（広島市安佐南区選挙区）

◆日時

11月6日（土）から11月13日（土）の午前8時30分から午後8時まで（土・日曜日にも投票できます。）

◆場所

安佐南区役所または安佐南区内の出張所 ※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」（なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。）※印鑑は必要ありません。

順次お送りしますので、届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください。（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）



[期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)

5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（入院・入所中の人に限られます。）

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会（出張等で他の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票する場合など）

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票する場合は「不在者投票請求書・宣誓書」を、選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会へ郵便等で送付または持参してください。（FAX、電子メールは不可）または、電子申請で請求してください。（ご利用には公的個人認証による証明書の電子署名が必要です。）

○安佐南区以外の区：「 不在者投票請求書・宣誓書（県知事選挙用）」[PDFファイル/140KB]

○安佐南区：「 不在者投票請求書・宣誓書（県知事選挙・県議会議員補欠選挙用）」[PDFファイル/138KB]注）投票用紙の郵送は、告示日以降になります。（広島県知事選挙の告示日：10月28日、広島県議会議員補欠選挙の告示日：11月5日）このため、請求された選挙のうち遅い方の告示日に合わせて郵送します。お急ぎの場合は、広島県議会議員補欠選挙の請求をしないでください。（「広島県議会議員補欠選挙」の文字を二重線で抹消してください。）今回請求しない選挙の投票用紙等については、改めて請求を行ってください。

◆新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養している人で一定の要件に該当する人は在宅などで投票ができます（あらかじめ手続きが必要です。詳しくは関連情報>>>特例郵便等投票についてをご覧ください。）

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月10日（水）までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 [>>>体が不自由な人の投票は？](#) をご覧ください。

7 点字・代筆による投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の職員の代筆により投票ができます。お気軽に投票所職員にお申し出ください。

8 選挙公報

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、広島県知事選挙は11月4日（木）、広島県議会議員補欠選挙（広島市安佐南区選挙区）は11月12日（金）の新聞朝刊（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも備え付けます。

広島県選挙管理委員会ホームページからもご覧いただけます。

- ・ [広島県知事選挙>>>広島県知事選挙 候補者等情報](#) <外部リンク>
- ・ [広島県議会議員補欠選挙（広島市安佐南区選挙区）>>>広島県議会議員補欠選挙 候補者等情報](#) <外部リンク>

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

10 前回の選挙（令和3年10月31日衆議院議員総選挙）と投票所が異なる投票区

次の投票区は投票所が衆議院議員総選挙の投票所と異なります。ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。 [>>>投票区・投票所一覧](#)

区	投票区	令和3年11月14日 広島県知事選挙 県議会議員補欠選挙（安佐南区選挙区）		令和3年10月31日 衆議院議員総選挙
		投票所	住所	投票所
東区	戸坂第四	県立広島中央特別支援学校体育館	東区戸坂千足二丁目1-4	（戸坂小学校体育館）
東区	馬木第二	福木保育園	東区馬木九丁目1-1	（福木小学校体育館）
安佐北区	深川第一	深川小学校体育館	安佐北区深川五丁目12-1	（安佐北区役所高鳴出張所）
安佐北区	三入第一	三入小学校体育館	安佐北区三入三丁目12-1	（三入公民館2階研修室2）
安佐北区	可部第三	安佐北区役所	安佐北区可部四丁目13-13	（可部小学校体育館）
佐伯区	第十九	五月が丘小学校体育館	佐伯区五月が丘二丁目22-1	（五月が丘中学校体育館）

11 有権者のみなさまへ

- 投票所内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- 投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 各自で持参された筆記用具で投票ができます。（投票所でも筆記用具を用意しています。）
- 過去の選挙における期日前・当日の投票状況を掲載していますので、混雑回避の参考としてください。

⇒平成29年広島県知事選挙における期日前・当日の投票状況

期日前：「[平成29年広島県知事選挙における投票者数（期日前投票・投票日別）](#)」

当日：「[平成29年広島県知事選挙における投票者数（選挙当日・時間別）](#)」

投票所では、投票所職員のマスク着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染防止対策を行っています。

選挙の投票所における新型コロナウイルス感染症の予防対策について動画で紹介しています。



<外部リンク>

12 啓発動画

広島県選挙管理委員会



<外部リンク>

13 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会					
市	電話	504-2513	南区	電話	250-8934
	ファックス	504-2519		ファックス	252-7179
中区	電話	504-2544	西区	電話	532-0925
	ファックス	541-3835		ファックス	232-9783
東区	電話	568-7703	安佐南区	電話	831-4927
	ファックス	262-6986		ファックス	877-2299
				電話	819-3959
				ファックス	815-3906
				電話	821-4903
				ファックス	822-8069
				電話	943-9753
				ファックス	923-5098

関連情報

- ・ [投票区・投票所一覧表](#)
- ・ [期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)
- ・ [選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

ダウンロード

- ・ [指定病院等における不在者投票・各種様式](#)

このページに関する問合せ先

市選挙管理委員会 事務局 啓発課 広報担当
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel : 082-504-2794 Fax : 082-504-2069
shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

（表）

選挙	世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が入っています。	料金後納郵便
	選挙のお知らせ	きれいな選挙で 明るい未来
郵便区内特別		

すぐに開封し、世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。

広島市東区選挙管理委員会（東区役所内）
〒732-8510
広島市東区東蟹屋町9番38号
電話 082-568-7703
ファクス 082-262-6986

（裏）

- 投票日に投票所へお越しいただくことができない場合は、期日前投票をご利用ください。（詳しくは「選挙のお知らせ」（裏面）をご覧ください。）
- 選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折り込みます。
新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。なお、発行後には区役所、出張所、公民館などに順次備え付けます。
- 投票所では、従事職員のマスクの着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染防止対策を行っています。
 - ・投票所ではマスクの着用、咳エチケット、備付けの消毒液で手指消毒をお願いします。
 - ・投票所には筆記用具を用意していますが、各自で持参された筆記用具でも投票ができます。
 - ・過去の選挙の投票状況（期日前投票の日ごとの投票者数や投票日当日の時間ごとの投票者数）を広島市ホームページに掲載しますので、混雑を回避する際の参考としてください。
- 新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養している方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは広島市ホームページをご覧ください。
- 「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。



広島市ホームページ

市内居住者用

(表面)

選挙のお知らせ	広島県知事選挙	投票日
		投票所

名簿对照	
------	--

9

()

お問い合わせは

投票のしかた

投票用紙には候補者の氏名を記入してください。
広島市内から広島県内の他の市・町に住所を移した人で、引き続き広島県内に居住している人は、元の住所地で投票することができます。
ただし、転出先の市・町や転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有していることが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。
なお、広島県外に転出した人は、投票することができません。

(用事や仕事などで投票日に投票所へ来られない場合は、裏面をご覧ください。)

(裏)

裏面) 投票日に投票所へお越しただく場合は、表面をご覧ください。
期日前投票のご案内 (土曜日・日曜日・祝日もできます。)

■期間 10月29日(金)から11月13日(土)まで

■時間 期間中の午前8時30分から午後8時まで

■場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所
(似島出張所を除く。) ※ 連絡所では、できません。

上記の他に「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。

11月11日(木)から11月13日
期間中の午前10時から午後8時まで

受付は区ごとの区画で行います。

以下の【明日前投票宣誓書】欄に記入し、期日前投票所へ持参してください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所で記入いただいたこともできます。この「選挙のお知らせ」を持参したうえで、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができません。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）

期日前投票宣誓書

(投票日に表面に記載の投票所での投票をする場合は記入不要です。)

氏名		生年	月	日
住所		大・昭・平	年	月
現住所		市	区	
		口表面の住所 に同じ。	町村	
選挙人名簿記載住所		【広島県		
上記の現住所と異なる場合のみ、記入してください。				
区				
広島市				
私は、令和3年11月14日執行の広島県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。】 次の1から5まで○印を付けてください。】				
ア. 仕事		イ. 学業	ウ. 地域行事の役員	
エ. 本人又は親族の冠婚葬祭				
オ. その他（ ）に従事				
上記1以外以外の用事又は事故のため、※ア又はイのいずれかに○をつけてください。				
ア. 当区以外 イ. 区内外（投票区域外）				
3. 疾病、負傷、出産、身体の障害等のため歩行困難				
4. 住所移転のため、県内の他の市区町村に居住				
5. 天災又は悪天候により投票所不到達することが困難				
以上、真実であることを誓います。（宛先） 広島市 選挙管理委員会委員長				
選挙人は、記入しな い。記入した くないでくだ さい。	投票区	投票番号	郵便番号	口知事
	該当事由	投票	用紙交付	口入券
	法第48条の2第1項	令和	⑥	口入券
	第1-2・3・5・6号			口入券

不在者投票について

場合、投票日に表面に記載の投票所に来られない場合は、住所の区外に在る等のため、投票用紙を利用できない場合は、投票用紙を請求する場合があります。また、体が不自由な方や新型コロナウイルス感染症に不安を感じている方は、在宅で投票できる場合があります。早めにお手紙ください。

お問い合わせ先は広島市ホームページをご覧ください。

(表)

選挙のお知らせ	広島県知事選挙 広島県議会議員補欠選挙	(表面)	投票日	選挙使用用 名簿対照
			投票所	知事 () 県補 ()
お問い合わせは				

投票には

この「選挙のお知らせ」を投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。〔「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも、投票することができます。〕
投票所では、ご本人確認のため、誕生日のうち「月・日」をおたずねいたします。（生まれた年「〇年」は必要ありません。）
運転免許証等のご本人を確認できる書類を提示していただければ、誕生日はおたずねしません。
あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

広島県知事選挙：白色の投票用紙 広島県議会議員補欠選挙：うすい黄色の投票用紙
投票用紙には候補者の氏名を記入してください。
広島市内から広島県内の他の市・町に住所を移した人で、引き続き広島県内に居住している人は、元の住所地で投票することができます。
ただし、転出先の市・町や転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有していることが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。
なお、広島県外に転出した人は、投票することができません。

(用事や仕事などで投票日に投票所へ来られない場合は、裏面をご覧ください。)

(裏)

(裏面) 投票日に投票所へお越しただいた場合は、裏面をご覧ください。

期日前投票のご案内 (土曜日・日曜日・祝日もできます。)

用事や仕事などで投票日に記載の投票所に来られない場合は、期日前投票をご利用ください。

■期間 知事選挙：10月29日(金)から11月13日(土)まで
県議会議員補欠選挙：11月6日(土)から11月13日(土)まで

■時間 期前中の午前8時から午後8時まで

■場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所、連絡所 ※ 連絡所では、できません。

上記の他に「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。
(知事選挙、県議会議員補欠選挙ともに投票できます。)

■期間 11月11日(水)から11月13日(土)まで

■時間 期前中の午前10時から午後8時まで

受付は区ごとの区画で行います。

以下の【期日前投票宣誓書】欄に記入し、期日前投票所へ持参してください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所で記入していただくこともできます。この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。〔「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。〕

期日前投票宣誓書 (投票日に表面に記載の投票所で行う場合のみ、赤枠の中にご記入ください。)(投票日に表面に記載の投票所で行う場合は記入不要です。)

ふりがな	氏名	生年	月	日
	明・大・昭・平	年	月	日
現住所	広島県	市区	町	村
選挙人名簿記載住所	広島市	区		
選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。	選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。	選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。	選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。	選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。
私は、令和3年11月14日執行の広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。【次の1から5までのいずれかに○をつけてください。】	1 仕事、イ、学業、ウ、地域行事の役員	※アからオまでのいずれかに○をつけてください。	オ、その他	に従事
2 上記「1」以外の用事又は事故のため、※ア又はイのいずれかに○をつけてください。	ア、当区以外	イ、当区内(投票区域外)に外出・旅行・滞在		
3 疾病、負傷、出産、身体の不調等のため歩行困難				
4 住所移転のため、県内の他の市区町に居住				
5 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難				
以上、真実であることを誓います。				

(宛先) 広島市 区選挙管理委員会委員長

※右欄は、記入しなさい。

投票区	投票番号	選挙区	選挙区	選挙区
投票区	投票番号	選挙区	選挙区	選挙区
投票区	投票番号	選挙区	選挙区	選挙区

不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所に来られない場合、期日前投票が利用できない場合は、投票用紙を請求のうえ、最寄りの選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。また、体が不自由な方や新型コロナウイルス感染症により療養している方は、在宅等で投票できる場合があります。早めにお手紙ください。

詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

会にお問い合わせください。

(表)

料金後納郵便
きれいな選挙で 明るい未来

選挙事務

(差出人)

広島県知事選挙

選挙のお知らせ

投票日

投票所

選挙使用欄

※詳しくは裏面をご覧ください。()

(裏)

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表面に記載の投票所で投票することができます。ただし、現住所の市・町や転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有することが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。なお、現住所地の選挙人名簿に登録済の人、広島県外に転出した人は投票することができます。

投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合は、**期日前投票・不在者投票**をご利用ください。

- **転出前の広島市の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く）で期日前投票をする場合**
期日前投票所において、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、引き続き県内に住所を有することの確認を申請してください。
また、この「選挙のお知らせ」を持参していただく、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）
なお、「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。（11月11日（木）から11月13日（土）までの毎日午前10時から午後8時まで）
- **現住所地の選挙管理委員会、で不在者投票をする場合**
(1) 右の請求書・宣誓書欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を添付する場合は該当の口をチェックを入れて、表面に記載の区選挙管理委員会に郵送してください（ファクス・電子メールは不可）。
(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って「現住所地の選挙管理委員会」で不在者投票をしてください。
(3) 郵便のやりとりには日数を要しますので、請求は早めにしてください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間

■10月29日(金)から11月13日(土)まで

■期間中の午前8時30分から午後8時まで

(広島市以外で不在者投票を行う場合は、時間や場所について各市町にお問い合わせください。)

土曜日・日曜日・
祝日もできます。

不在者投票請求書・宣誓書

私は、令和3年11月14日執行の広島県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。

以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年 月 日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿 に記載されて いる住所	広島市 区
ふりがな 氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話	() -

引続居住証明書類を添付する場合は、いずれかにチェックを入れてください。

☐引き続き県内に住所を有する旨の証明書 ☐住民票

書類を添付しない場合やいずれにもチェックがされていない場合は「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請があったものとして処理します。

（表）

郵便はがき	料金後納郵便	選挙のお知らせ	広島県知事選挙 広島県議会議員補欠選挙	投票日	投票所	選挙使用欄 知事 県補 () ()
	きれいな選挙で 明るい未来					

（封入人）

※詳しくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表面に記載の投票所で投票することができます。ただし、現住所地の市・町や転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有することが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。なお、現住所地の選挙人名簿に登録済の人、広島県外に転出した人は投票することができません。

投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合は、**期日前投票・不在者投票をご利用ください。**

- 転出前の広島市の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所で期日前投票をする場合
期日前投票所において、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、引き続き県内に住所を有することの確認を申請してください。
また、この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）
なお、「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。（11月11日（木）から11月13日（土）までの毎日午前10時から午後8時まで）
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
(1) 右の請求書・宣誓書欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を添付する場合は該当の口々にチェックを入れて、表面に記載の区選挙管理委員会に郵送してください（ファクス・電子メールは不可）。
(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
(3) 郵便のやりとりにより日数を要しますので、請求は早めに行ってください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間
■知事選：10月29日（金）から11月13日（土）まで **土曜日・日曜日・県議補選：11月6日（土）から11月13日（土）まで** **祝日もできます。**
■期間中の午前8時30分から午後8時まで
 （広島市以外で不在者投票を行う場合は、時間や場所について各市町にお問い合わせください。）

不在者投票請求書・宣誓書

私は、令和3年11月14日執行の広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
 以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年 月 日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話	() -

引続居住証明書類を添付する場合は、いずれかにチェックを入れてください。
☐引き続き県内に住所を有する旨の証明書 ☐住民票
 書類を添付しない場合やいずれにもチェックがされていない場合は「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請があったものとして処理します。